

## 平成30年度 兵庫県高等学校教育振興会奨学資金のご案内

兵庫県高等学校教育振興会では、勉学意欲がありながら経済的な理由により修学が困難な高校生等に対して、修学を奨励し、もって有為な人材を育成することを目的とした奨学資金の貸与を行っています。あくまで貸与であるため、貸与終了後は返還しなければなりません。

### 【借りられる金額】

貸与月額

公立自宅通学生	18,000円	公立自宅外通学生	23,000円
私立自宅通学生	30,000円	私立自宅外通学生	35,000円

### 【貸与の時期】(予定)

I期(4~9月分)	II期(10~12月分)	III期(1~3月分)
8月末頃	10月末日	1月末日

【対象者】 ※次のすべての要件を満たす方が貸与の対象となります。

- ① 高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、特別支援(盲・聾・養護)学校の高等部、又は指定した専修学校の高等課程に平成30年4月以降在学すること。
- ② 申請者の生計を主として維持する方(保護者等)が兵庫県内に住所を有していること。
- ③ 申請者の主として生計を維持する方の収入が別に定める基準額以下であること。

(参考) 収入額の目安 (あくまで目安です。家族構成等により変動します。)

世帯人数	給与所得者の場合(税込の総収入額)	事業所得者の場合(必要経費控除後の額)	家族構成
3人	635万円	221万円	父母・申請者
4人	680万円	253万円	父母・申請者・中学生
5人	713万円	276万円	父母・申請者・中学生・小学生

### 【連帯保証人】

申請にあたっては連帯保証人1名が必要です。

申請者が未成年の場合は、原則として親権者又は後見人の方としてください。

親権者または後見人以外の方を連帯保証人に定める場合は、返還が長期間にわたるため、ご高齢の方は避けてください。

【併用できない奨学金等】 ※次の奨学金等との併用はできません。

- ① 独立行政法人日本学生支援機構(旧日本育英会)による奨学金
- ② 母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金
- ③ (公財)兵庫県高等学校教育振興会勤労生徒奨学資金
- ④ 特別支援教育就学奨励費補助金及び特別支援教育就学奨励費負担金

なお、本会奨学資金は上記以外の奨学金等との併用を制限しておりませんので、それぞれの奨学金を扱っている窓口に併用の可否を確認してください。

### 【奨学資金の返還】

○卒業後、金融機関の口座振替等により返還していただけます。

○返還方法は「月賦」、「半年賦」、「年賦」、「一括」があり、「借用証書」の提出時に選択します。

(月賦の返還例：3年間(36ヶ月)貸与した場合の例)

区分	貸与月額	貸与期間	借用金額	返還回数	最低返還月額
国・公立	18,000円	3年	648,000円	111回	5,840円
私立	30,000円				

\*自宅外から通学する場合や、奨学資金通学交通費や一時金の貸与を受けた奨学生は、上記借用金額に加算されるため、返還回数、返還月額が変動します。

### 【申請書等受領・提出方法】

募集案内、申請書等は学校にありますので先生等にお申し出ください。また、申請手続きについては各学校の担当者にお問合せください。

学校長の推薦が必要ですので、各学校が定める期日までに各学校に提出してください。

<お問い合わせ先> 公益財団法人 兵庫県高等学校教育振興会 奨学資金第1課 貸与係  
TEL: 078-361-6640

さらに詳しく知りたい方はホームページ (<http://www.pure.ne.jp/syougaku/>) をご覧ください。

申請希望: 4/24(水)まで      申請手続き: 5/16(水)まで